

船舶職員知識・能力審査実施約款

第1章 総則

(目的及び適用)

第1条 この約款は、公益財団法人日本船員雇用促進センター（以下「センター」という。）が平成22年1月29日付け国海技第228号に基づく船舶職員知識・能力審査（以下「承認審査」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とします。

2 この約款は、受験者及び船社とセンターとの間の承認審査の実施に関わる一切の事項に適用されるものとします。

(受験資格)

第2条 承認審査は、次の要件を全て満たしている場合、受験することができます。

- (1) STCW条約に基づき我が国と承認に関する約束を締結する国（別表第1）が発給した締約国資格証明書を受有する者
- (2) 国内海事法令講習を修了した者
- (3) 別表第2に掲げる乗船履歴を有する者

第2章 承認審査の実施計画等

(実施計画)

第3条 センターは、関係者の要望等に応じて作成する年間実施計画において、承認審査の日程を定め、ホームページ等適当な方法で公示します。ただし、申込者が少数の場合、その他やむを得ない事情が生じた場合には中止する場合があります。

(募集)

第4条 センターは、承認審査の実施ごとに、次の事項を公示して受験者を募集します。

- (1) 審査期間
- (2) 実施会場
- (3) 申請期限
- (4) 合格発表日
- (5) その他必要事項

(受験の申込)

第5条 受験の申込に必要な書類等は、ガイドラインにてご確認ください。また、受験申込は、船社ごとに取りまとめて提出してください。

(申込の受理)

第6条 センターが前条による申込を受理したときは、次の事項を記載した承認審査受験票を作成し、交付又は郵送します。

- (1) 受験番号
- (2) 氏名
- (3) 申請職務
- (4) 生年月日
- (5) 国籍
- (6) 試験場所
- (7) 試験日時

第3章 承認審査の実施

(承認審査の実施)

第7条 センターは、平成22年1月29日付け国海技第228号に基づき、船舶職員知識・能力審査を実施します。審査は、身体確認及び口頭試問により行います。

(審査日の変更)

第8条 審査員は、受験者が試験日時に出頭できないため、その日時の変更をあらかじめ願い出た場合は、正当な理由があると認められ、かつ、承認審査の日程に支障のないときに限り、その日時を変更することとします。

(不正受験者の処分)

第9条 審査員は、承認審査に関して不正な行為があったときは、当該不正行為に関係ある者を退去させ、その内容を船社及びセンター会長に報告します。

(承認審査の判定及び合格基準)

第10条 審査員による審査の結果は、審査員会において評価し、総計点数の平均65%以上の得点に達した判定のものであって、審査員会において適切と認められたものを合格とし、合格者に対して船舶職員知識・能力審査書を交付します。

(合格者の発表)

第11条 合格者は、センターのホームページ等で公示します。

第4章 承認証の申請等

(承認証の申請)

第12条 センターは、第10条に規定する船舶職員知識・能力審査書を添付して、承認証申

請者に代わり、速やかに所管の運輸局長に承認証の申請を行います。

(承認証の交付等)

第 13 条 センターは、前条の規定による承認証の申請に対し、承認証が交付されたときは、申請者に代わって承認証を受領した上、船社に郵送します。

第 5 章 承認審査の料金の支払い

(料金の請求)

第 14 条 センターは、第 7 条に規定する承認審査の実施等に要した費用が確定した後、船社に料金を請求します。

(料金の支払い)

第 15 条 船社は、前条の規定により請求のあった料金を、速やかにセンターが指定する銀行口座に振り込んでください。

第 6 章 雑則

(免責)

第 16 条 天災地変、社会的事変その他不可抗力又は交通機関の遅延、運休、欠航若しくは急病、事故等によりセンター関係者が予定どおり渡航することができないことにより承認審査の実施が困難な場合、センターは、承認審査の一部又は全部を中止することができるものとします。なお、これにより生じた損害については、責を負わないものとします。

(約款の変更)

第 17 条 センターは、約款の変更がその目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき、船社等の同意を要せず、本約款を変更できるものとします。

(細目)

第 18 条 承認審査について、この約款に定めのない事項については、センターが別に定めます。

附則

この約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

別表第1 承認約束の締結国

1	フィリピン共和国
2	トルコ共和国
3	ベトナム社会主義共和国
4	インドネシア共和国
5	インド
6	マレーシア
7	クロアチア共和国
8	ルーマニア
9	ブルガリア共和国
10	ミャンマー連邦
11	スリランカ民主社会主義共和国
12	モンテネグロ
13	バングラデシュ人民共和国
14	大韓民国
15	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）
16	パキスタン・イスラム共和国
17	ロシア連邦
18	ポーランド共和国
19	パナマ共和国

別表第2 乗船履歴

(甲板部)

承認審査を受けようとする職務	乗 船 履 歴		
	船 舶	期 間	職 務
船長	国際航海に従事する船舶	4年以上	船舶職員（航海）又は船舶の運航（船舶職員（航海）として3年以上の乗船履歴を含むこと。）
		3年以上	船舶職員（航海）又は船舶の運航（船舶職員（航海）として2年以上の乗船履歴を含み、かつ、船長又は一等航海士として1年以上の乗船履歴を含むこと。）
一等航海士	〃	2年以上	船舶職員（航海）又は船舶の運航（船舶職員（航海）として1年以上の乗船履歴を含むこと。）
二等航海士	〃	1年以上	船舶職員（航海）又は船舶の運航
三等航海士	〃	1年以上	船舶職員（航海）又は船舶の運航

(機関部)

承認審査を受けようとする職務	乗 船 履 歴		
	船 舶	期 間	職 務
機関長	国際航海に従事する船舶	4年以上	船舶職員（機関）又は機関の運転（船舶職員（機関）として3年以上の乗船履歴を含むこと。）
		3年以上	船舶職員（機関）又は機関の運転（船舶職員（機関）として2年以上の乗船履歴を含み、かつ、機関長又は一等機関士として1年以上の乗船履歴を含むこと。）
一等機関士	〃	2年以上	船舶職員（機関）又は機関の運転（船舶職員（機関）として1年以上の乗船履歴を含むこと。）
二等機関士	〃	1年以上	船舶職員（機関）又は機関の運転
三等機関士	〃	1年以上	船舶職員（機関）又は機関の運転